

第26回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月29日(木)午後2時00分から午後2時30分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-A

3 出席委員(20名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(4名)

	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	10番	深松	俊英
	15番	齊藤	正孝

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農地一時転用に係る復元状況の報告について

第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の制定について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 高橋 宏邦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第26回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に2番 菅野委員、7番 前川委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、5番 井田委員、6番 齊藤一男委員、10番 深松委員、15番 齊藤正孝委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について [REDACTED] の1法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番の説明をいたします。</p>

事務局 報告第2号「農地法第5条による届出について」、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受理いたしましたので報告いたします。
案件は、議案書1ページに記載しているとおりでございます。申請事由は、宅地造成のためでございます。なお、受理相当と認められましたので令和元年8月15日付で通知書を交付しております。
以上で報告を終わります。

議長 報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局 報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。
案件は議案書2ページ、6月27日・第24回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりです。なお、記載のとおり条件を付し、令和元年8月1日付けで許可をしております。
以上で報告を終わります。

議長 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。
事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局 報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。
案件は、議案書3ページの平成30年8月1日に許可をしておりました1件でございます。今月20日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から報告第5号1番の説明をいたします。

事務局

報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。

案件は議案書4ページの1件でございます。今月20日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】

以上の1件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号3番、4番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 渡邊委員退席)

それでは、議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当農業委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題がないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

(4番 渡邊委員着席)

議長

次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでおります。今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について事務局から説明いたします。

事務局

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願います。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番、4番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、今月20日に菅野委員、齊藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしく願います。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であ

ります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。

なお、立地基準・一般基準等の詳細については別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱について」を議題といたします。議案第5号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱」について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添に議案第5号別紙とある2枚ものの用紙がございますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

本年8月1日から、幕別町長の交際費の適正な執行と透明性の確保を図るため「幕別町長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱」が施行されまして、町のホームページ上で交際費の用途について公表されることになっております。

農業委員会におきましても、これまで会長交際費の執行に関し支出基準等がありませんでしたことから、交際費の適正な執行と透明性を確保するため、交際費の支出及び公表に関する要綱を定めるものでございます。なお、最後の方でも説明させていただきますが、この要綱につきまして本日ご決定いただきましたら、9月1日から施行いたしたいと考えております。それでは別紙の内容を説明させていただきます。

第1条は本要綱の趣旨について記載してございます。

第2条は支出対象について、交際費は農業委員会の運営及び町行政の円滑な執行を図るための経費であって、その支出先となる個人又は団体ということで、第1号として、農業委員会の事務事業と直接かつ緊密な関係にあるもの。第2号として、農業委員会運営の進展に功績があったもの。第3号として、災害、事故等に見舞われたもの。第4号として、その他会長が特に必要と認めたもの。

としております。

第3条は支出区分及び支出内容について規定しておりまして、条文に記載の8つに区分された経費に対し、支出することとしております。なお、この支出区分につきましては町長交際費に準じた内容となっております。

2ページ目をご覧ください。第4条は支出基準についてであります。交際費の支出に当たりましては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度となるよう努めるということで、裏面の別表をご覧くださいなのですが、第3条に規定された8つの区分ごとの支出基準について定めております。

第5条ですが、こちらは公表する内容について規定してございます。第1項では公表する内容を、支出年月日、支出区分、支出内容、支出金額と規定しております。第2項では、公表は毎月行うものとし、第3項の公表の方法については、幕別町ホームページに掲載する、第4項では、公表に当たっては、幕別町個人情報保護条例及び幕別町情報公開条例の規定に基づくものとなっております。

そして附則といたしまして、冒頭ご説明しましたように、本要綱は9月1日から施行することとしております。

以上、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議ご決定の程お願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。